

社会福祉法人三重済美学院 行動計画

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

ここで働く職員は誰もが活躍しうる機会を持っています。社会福祉法人三重済美学院は一人一人の職員がその個性を尊重しながら障がい福祉を将来に向かって支える存在であり続けるためのサポート体制を整えていきます。

1. 期間 2022年4月1日から2024年3月31日
2. 内容
 - ① 全ての職員の育児・介護等に関する休暇、休業等をサポートします。
 - ② 職種を問わず障がい者支援に携わる職員として、その育成を目的とした研修の受講率を100%にします。

【取組計画】

内容①

- 2022年 4月 育児・介護休業等に関する過去5年の実績を事業所内に公表しまた、育児・介護休業等に関する意識調査を開始します。
- 2022年 9月 意識調査結果を事業所内に公表します。
- 2023年 4月 育児・介護休業等の復職者と管理者との面談を実施していきます。

内容②

- 2022年 4月 人材育成計画を公表、周知し計画に則った研修等を開始します。
- 2023年 3月 本年度の研修実績のまとめを行い、次年度への目標を明らかにします。